

(機器借用書の添付書類)

令和 年 月 日付けの「とやまの森づくりサポートセンター機器 借用書」

(借用者) 団体名

代表者名

借用責任者名

## 「チェーンソー・刈払機」の使用にあたってのチェックリスト

とやまの森づくりサポートセンターでは、「林業・木材製造業労働災害防止規程 (変更: 令和5年12月11日適用)」に準じて機器の取扱を行います。

※確認をされましたら□に、☑のようにチェックを入れて借用書と併せて提出ください。

- 1 事前に現地下見を必ず行い、作業前には作業者間で役割分担等を決めます。
- 2 チェーンソーを用いた伐倒作業での立入禁止区域は、樹高の2倍以上とします。
- 3 裂け易い木、つるがらみ木の伐倒は、バンド・つる切り等の処理後に伐倒します。

### ② チェーンソーを用いた伐倒作業での立入禁止区域の拡大 (拡大充実化)

チェーンソーによる伐倒作業で、他人伐倒による死亡災害が多発していることから、立入禁止区域について従来伐倒木の樹高の1.5倍としていたものを今回の変更で2倍以上としました。

樹高の1.5倍  
↓  
樹高の2倍以上



- 4 保護帽、防音具、保護眼鏡等、耐切創防振手袋、チェーンソー防護衣を着用します。

### ⑤ チェーンソー防護衣の着用を義務化 (従来は努力義務)

チェーンソー作業防護衣の着用により、多発する切創災害の防止効果が顕著に表れています。今回の変更においてチェーンソーを用いて作業を行う場合、チェーンソー防護衣を着用しなければならないこととしました。



チャブス型



チェーンソー作業用防護衣の実験



スボンタイプ

- 5 刈払機作業から5メートル以内を立入禁止区域とします。
- 6 保護帽、防音具、保護眼鏡等、耐切創防振手袋、すねあて等を着用します。